

平成27年11月2日

佐賀市議会  
議長 福井章司様

総務委員会  
委員長 重松 徹

## 総務委員会 所管事務調査報告書

### 1 調査期間

平成27年9月9日から平成27年10月29日まで

### 2 調査事項

契約方法（工事請負契約に限る）について

### 3 調査に至った経緯及び調査目的

平成27年8月定例会に共同企業体（JV）を相手方とする複数の大型契約議案が提出された。

これらの契約の入札に当たっては、事業者の受注機会の確保を目的とした現在のルールである同日落札制限が適用されたが、共同企業体（JV）については、これを構成する事業者の組み合わせを変えれば、この制限の対象外となることから、同日付で入札が行われた3件の共同企業体（JV）を構成する事業者を見ると、2つの事業者がそれぞれ2件を落札する結果となった。

また、うち1つの事業者は、唐津市発注の公共工事に関して、役員が贈賄の容疑で逮捕され、佐賀県及び唐津市の指名停止措置の期間中であった。

今回の契約は、現在のルールに基づいた契約であるものの、これを疑問視する声が議会内で上がったことから、所管である本委員会で協議した結果、現在の契約方法、特に共同企業体（JV）への同日落札制限等の適用方法や指名停止期間について、所管事務調査を実施したものである。

### 4 調査方法

執行部（契約検査課）からの説明及び提出された資料をもとに、議員間討議を行った。

## 5 調査概要

### (1) 委員会の開催実績

回数	日時	内容等
第1回	9月9日(水) 10時31分～14時16分	・執行部による説明、質疑応答 ・上記を踏まえた委員間討議
第2回	9月17日(木) 14時51分～16時19分	・委員間討議 (前回のまとめ、今後の進め方)
第3回	10月16日(金) 13時30分～15時25分	・執行部による説明、質疑応答 ・上記を踏まえた委員間討議
第4回	10月20日(火) 10時01分～11時18分	・委員間討議 (前回のまとめ、調査報告書の内容)
第5回	10月29日(木) 9時01分～11時41分	・委員間討議 (調査報告書の決定)

### (2) 執行部からの説明概要

#### ① 共同企業体（JV）への同日落札制限等の適用方法について

- ア 共同企業体（JV）に対して同日付で複数の入札を実施した事例は、過去にない。
- イ 上記ア及び複数のJV案件がある場合の同日落札制限の適用方法を本年5月に決定したことを理由に、本年3月の総務委員研究会（佐賀市入札制度の見直し等について）では、説明に至らなかった。
- ウ 共同企業体（JV）への同日落札制限の適用については、次の4点を総合的に判断し、共同企業体（JV）を構成する事業者が同一でない場合は、総務部長専決による内部決裁により、これを適用しないことに決定した。
- ・同種の案件に対する過去の応札事業者数
  - ・公平性の確保（事業者の入札参加の機会確保）
  - ・競争性の確保（発注コストの抑制）
  - ・入札不調のリスク

#### ② 指名停止期間について

- ア 指名停止の条件や期間については、その自治体が独自に定めるもの。
- イ 本市は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを採用している。
- ウ 代表役員が県内の他の公共機関の職員に対して贈賄を行った場合、本市の指名停

止期間は4カ月～12カ月となる。

＜参考＞・佐賀県及び県内市町の多く12カ月～36カ月

・九州内の県庁所在地は、最短が3カ月、最長が12カ月～24カ月

エ 指名停止措置の主な目的は、再発防止にある。

オ 過去5年間に指名停止措置を行った事案が31件あるが、措置を受けた事業者が再度措置を受けた事例はない。

### (3) 委員会での主な意見

#### ① 共同企業体（JV）への同日落札制限等の適用方法について

ア 今回の共同企業体（JV）に対する同日落札制限の適用方法を想定していなかったとはいえ、裁量（総務部長判断）により決定したことに疑問が残る。

イ 共同企業体（JV）を対象とした3件の入札を、なぜ同日付で行う必要があるのか、公平性の観点から疑問が残る。

ウ 共同企業体（JV）に法人格はないことから、共同企業体（JV）には適用されていない手持ち工事制限や同日落札制限の適用方法については、単独の事業者と同じとするほうが自然ではないか。

エ 入札不調のリスク回避を念頭に置き過ぎたルールや判断になっているのではないか。業界や事業者と適切な意見交換を行った上で、明確なルールを示せば、事業者はこれに合わせた営業戦略のもと、入札に参加するのではないか。

#### ② 指名停止期間について

ア 県内の多くの市町が県と同じ指名停止期間としている中、本市だけがその期間が短く、軽いとの考え方もある。周辺自治体とのバランスを考慮し、指名停止期間を見直す必要があるのではないか。

イ 指名停止期間は、単純に長いからよい、重いからよいというものではない。過去5年間に指名停止措置を受けた事業者が再度措置を受けたことはないということであれば、現在の期間では効果がないとは言えない。

ウ 今回は、唐津市や県の措置期間中である事業者が、本市の契約を落札したということに対する道義上の問題に対して、市民等から疑義の声が上がっている。指名停止期間を仮に県と同様に見直したとしても、指名停止の始期によりこの問題は生じる。他自治体で指名停止期間中の事業者の入札参加に対する制限の方法を検討するほうが現実的ではないか。

#### ③ 契約方法の見直しに伴う議会への説明について

ア 契約方法については、その時々の実情に合わせて、逐次見直しが行われている。

しかし、今回の取り扱いについては、議案として提出されるまで、その説明が一切

あっていない。契約議案の審議の基礎となる契約方法及びその取り扱いに変更等がある場合は、議会にその事実を知らせ、内容を説明すべきである。

## 6 調査のまとめ（委員会としての結論）

### （１）共同企業体（JV）への同日落札制限等の適用方法について

個々の事業者に対する手持ち工事制限や同日落札制限等の適用方法と異なり、共同企業体（JV）に対する適用方法については、複数案件の同日付での落札を初め、その場の判断により決定しているものが見受けられるため、案件によっては、その判断に疑念が生じることが今後もあり得る。なお、共同企業体（JV）は法人格を有しない団体であり、共同企業体として行った法律行為の権利義務は、原則として各構成員に帰属するとの法律上の考えもある。

このため、極力多くの事態を想定し、共同企業体（JV）の各構成員に対して単体案件同様の制限を適用するなど、公平性の確保、つまり、事業者の入札参加の機会確保のために導入している同日落札制限等の本来の目的を再考し、ルール化できるものは、ルール化していく必要がある。

これに加え、現在のルールについても、これまで同様、メリット・デメリットを日々検証するとともに、業界や事業者の意見を酌み取りながら、所要の見直しを重ねていく必要がある。

### （２）指名停止の措置期間について

指名停止期間については、県内市町の多くが県と同様の期間としているが、本市の期間はこれに比べ明らかに短い。これまで指名停止の措置を受けた事業者の再発がないことから、期間が短いことをもって、本市の期間の妥当性を否定するものではないが、県内の自治体の中で見れば、措置期間が短く、軽いというのが現実である。

このため、期間の差異により県・周辺市町とのバランスから何か問題がないのかを再度検証する必要がある。特に、中部広域連合管内の他市とは早急に協議を行い、調整を図るべきである。

また、これとは別に、他自治体で指名停止の措置期間中にある事業者を本市の入札に参加させることに対しては、市民等から疑義の声も上がっているため、入札への参加制限など、何かしらの制限を課すことが可能かの検討も必要である。

### （３）契約方法の見直しに伴う議会への説明について

契約方法及びその取り扱い等は、契約議案を審議する上での基礎となるものであるため、執行部に対し、これを見直す場合は、必ず議会にその事実を知らせ、内容を説明するよう求める必要がある。